

○環境省令第 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十三条及び第六十条の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

環境大臣 山口 壯

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

様式第16 (第48条第3項関係)

(表面)

狩 猟 免 状	
第 第 第 第 第	網 猟 号 わ な 猟 号 号 第一種銃猟 号 第二種銃猟
住 所	
氏 名	
年 月 日 生	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) により狩猟免許を 与える。 よってこの証を交付する。	
年 月 日	
都 道 府 県 知 事 <input type="checkbox"/>	
有効期間	年9月14日まで
備 考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 有効期間は、狩猟免許の有効期限の年月日を記載すること。
- 3 備考欄には、狩猟免許に係る条件及び注意事項、氏名及び住所の変更並びに狩猟免許の効力停止 (更新及び再交付の場合) については、狩猟免状の原交付年月日並びに更新である旨又は再更新である旨及び再交付の理由) について、その内容を記載すること。

様式第16 (第48条第3項関係)

(裏面)

第 号	網 猟 号 わ な 猟 号 号 第一種銃猟 号 第二種銃猟	狩 猟 免 状
住 所		
氏 名		
年 月 日 生		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) により狩猟免許を 与える。 よってこの証を交付する。		
年 月 日		
都 道 府 県 知 事 <input type="checkbox"/>		
有効期間	年9月14日まで	
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 有効期間は、狩猟免許の有効期限の年月日を記載すること。
- 3 備考欄には、狩猟免許に係る条件及び注意事項、氏名及び住所の変更並びに狩猟免許の効力停止 (更新及び再交付の場合) については、狩猟免状の原交付年月日並びに更新である旨又は再更新である旨及び再交付の理由) について、その内容を記載すること。

(裏面)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要

- 1 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県知事（管轄都道府県知事）に免許更新申請書を提出しなければならない。
- 2 狩猟免許を受けた者は、住所、氏名など狩猟免許の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管轄都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事）に届け出て、狩猟免許にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 3 狩猟免許を受けた者は、狩猟免許を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは管轄都道府県知事に申請して、狩猟免許の再交付を受けることができる。
- 4 狩猟免許は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、管轄都道府県知事に返納しなければならない。
 - (1) 狩猟免許が取り消されたとき。
 - (2) 狩猟免許が失効したとき。
 - (3) 管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために狩猟免許の再交付を受けた後において、狩猟期間が満了したとき。
 - (4) 狩猟免許を亡失した時に、管轄都道府県知事に申請し、狩猟免許の再交付を受けた後において、亡失した狩猟免許を発見し、又は回復したとき。
- 5 狩猟免許は、狩猟免許の効力が停止されたときは、管轄都道府県知事に提出してその旨の記載を受けなければならない。

(裏面)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要

- 1 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県知事（管轄都道府県知事）に免許更新申請書を提出しなければならない。
- 2 狩猟免許を受けた者は、住所、氏名など狩猟免許の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管轄都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事）に届け出て、狩猟免許にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 3 狩猟免許を受けた者は、狩猟免許を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは管轄都道府県知事に申請して、狩猟免許の再交付を受けることができる。
- 4 狩猟免許は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、管轄都道府県知事に返納しなければならない。
 - (1) 狩猟免許が取り消されたとき。
 - (2) 狩猟免許が失効したとき。
 - (3) 管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために狩猟免許の再交付を受けた後において、狩猟期間が満了したとき。
 - (4) 狩猟免許を亡失した時に、管轄都道府県知事に申請し、狩猟免許の再交付を受けた後において、亡失した狩猟免許を発見し、又は回復したとき。
- 5 狩猟免許は、狩猟免許の効力が停止されたときは、管轄都道府県知事に提出してその旨の記載を受けなければならない。

様式第 17 (第 65 条第 5 項関係)

(表面)	12.5cm	12.5cm								
<p>注意事項</p> <p>1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。</p> <p>2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。</p> <p>3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。</p> <p>4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。</p> <p>5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。</p> <p>7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 66 条の報告とすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">(放鳥獣猟区)</p> <p style="text-align: center;">03 狩猟者登録証</p> <p>第 号 網 猟 第 号 わ な 猟 第 号 第一種銃猟 第 号 第二種銃猟 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">写 真</div>									
8.8cm	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>		住 所		氏 名		生年月日		備 考	
住 所										
氏 名										
生年月日										
備 考										

様式第 17 (第 65 条第 5 項関係)

(裏面)	12.5cm	12.5cm								
<p>注意事項</p> <p>1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。</p> <p>2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。</p> <p>3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。</p> <p>4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。</p> <p>5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から 30 日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。</p> <p>7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 66 条の報告とすることができる。</p>	<p style="text-align: right;">(放鳥獣猟区)</p> <p style="text-align: center;">03 網 猟 わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟</p> <p style="text-align: center;">狩猟者登録証</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">写 真</div> <div style="text-align: center; font-size: small; margin-top: 5px;">押出スタンプ</div>									
8.8cm	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>		住 所		氏 名		生年月日		備 考	
住 所										
氏 名										
生年月日										
備 考										

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる